

令和2年度 食品、添加物等の年末一斉監視の実施結果について

1 趣旨

年末における食中毒の発生の未然防止及び食品衛生の向上並びに適正な表示の確保を図るため、市内の飲食店、食品の製造施設、食品販売店等に対し、以下の事項について重点的な監視指導を実施しました。

<重点的に監視指導を行った事項>

- (1) 食品関係営業施設の監視
- (2) 食品表示の監視
- (3) 食品の収去検査（抜き取り検査）

2 実施期間

令和2年12月1日（火）から12月31日（木）まで

3 監視結果の概要

食品衛生監視員が市内の食品関係営業施設について、食品衛生に関する監視（延べ5,547施設）及び食品表示に関する監視（延べ4,335施設）を実施しました。

市内を流通する食品について、食品衛生法に基づく収去検査（計262検体（国産品253検体、輸入品9検体））及び食品表示法に基づく収去検査（計14検体（国産品14検体、輸入品0検体））を実施しました。

監視及び収去検査の結果、6件の食品衛生法及び5件の食品表示法の違反を発見し、販売の中止、販売方法の改善、再発防止等について指導を行いました。

【参考】主な違反の内容及び指導内容

- ・ショーケースのロードライン（積荷限界線）より上に、商品が積まれていた
→ 適切に陳列するように指導
- ・食品表示の欠落及び一部不備（添加物、アレルギー等）
→ 適切な表示にするよう指導し、改善を確認

4 監視結果の詳細

(1) 食品衛生に関する監視指導

対象施設		監視件数 (延べ)	違反を発見した 施設数
食品衛生法の許可を 要する施設	飲食店営業、喫茶店営業	907	-
	各種販売業	1,959	-
	各種製造業等	332	-
	小計	3,198	-
食品衛生法の許可を 要しない施設	給食施設	21	-
	各種販売業	2,320	4
	各種製造業等	8	-
	小計	2,349	4
合計		5,547	4

(2) 食品表示に関する監視指導

対象施設		監視件数 (延べ)	違反を発見した 施設数
食品衛生法の許可を 要する施設	飲食店営業、喫茶店営業	178	-
	各種販売業	1,829	1
	各種製造業等	145	2
	小計	2,152	3
食品衛生法の許可を 要しない施設	給食施設	-	-
	各種販売業	2,179	2
	各種製造業等	4	-
	小計	2,183	2
合計		4,335	5

(3) 食品衛生法に基づく食品の収去検査

分類	検体数 (国産品)	検体数 (輸入品)	違反件数 (国産品)	違反件数 (輸入品)
魚介類	32	4	-	-
魚介類加工品	11	-	-	-
食肉	151	-	1	-
乳製品及び乳類加工品	4	-	-	-
菓子類	16	-	-	-
生鮮野菜及び果物	13	-	1	-
野菜果物乾燥品及び加工品	15	3	-	-
豆腐及びその加工品	10	-	-	-
かん詰・びん詰食品	1	-	-	-
酒精飲料	-	2	-	-
計	253	9	2	-

(4) 食品表示法に基づく食品の収去検査

分類	検体数 (国産品)	検体数 (輸入品)	違反件数 (国産品)	違反件数 (輸入品)
魚介類加工品	5	-	-	-
食肉製品及び食肉加工品	1	-	-	-
菓子類	7	-	-	-
野菜果物乾燥品及び加工品	1	-	-	-
計	14	-	-	-